

まちづくり環境委員会

令和4年7月15日

鉄道・都市づくり部 資料2番

所管 鉄道・都市づくり課

令和4年7月発行

鉄道・都市づくり部

事業概要

～令和4年度～

目 次

I 章 執行体制

- | | |
|----------|---|
| 1 組織図 | 1 |
| 2 職員配置状況 | 1 |
| 3 分掌事務 | 1 |

II 章 部の取組と予算

- | | |
|-----------------|---|
| 1 新おおた重点プランへの取組 | 2 |
| 2 地域ごとの計画 | 3 |
| 3 令和4年度当初予算 | 4 |

III 章 部の目標と重点事業

- | | |
|----------------|---|
| 1 部の目標 | 5 |
| 2 重点事業 | 5 |
| 3 事業推進のための取組方針 | 6 |

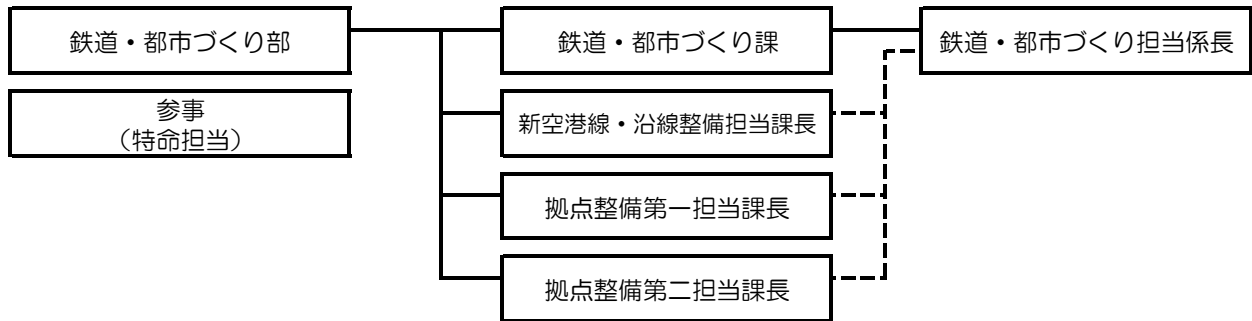
IV 章 個別事業

- | | |
|--------------------------|----|
| 1 蒲田駅周辺のまちづくり | 7 |
| 2 大森駅周辺のまちづくり | 8 |
| 3 身近な地域の魅力づくり | 9 |
| 4 新空港線の整備推進 | 10 |
| 5 地区まちづくりへの支援 | 11 |
| 6 土地の高度利用化による市街地環境改善への支援 | 15 |

I 章 執行体制

1 組織図

令和4年4月1日現在



2 職員配置状況

令和4年4月1日現在

所属	職 種		土 木 技 術		建 築 技 術		機 械 技 術		電 気 技 術		小 計		任 会 計 年 度 員 数	合 計
	一 般 事 務	一 般 業 務	うち 再任用	うち 再任用	うち 再任用	うち 再任用	うち 再任用	うち 再任用	うち 再任用	うち 再任用				
鉄道・都市づくり部	16	(2)	8	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	31	(2)	0	31
部長	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	1
参事	1 ^{※1}	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	1
鉄道・都市づくり課	15	(2)	7	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	29	(2)	0	29
課 長	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(0)	0	4
鉄道・都市づくり担当	13	(2)	5 ^{※2}	(0)	7 ^{※3}	(0)	0	(0)	0	(0)	25	(2)	0	25

※1 参事は企画経営部長兼務

※2 東京メトロへの行政実務派遣研修員1名を含む

※3 育児休業中職員1名を含む

3 分掌事務

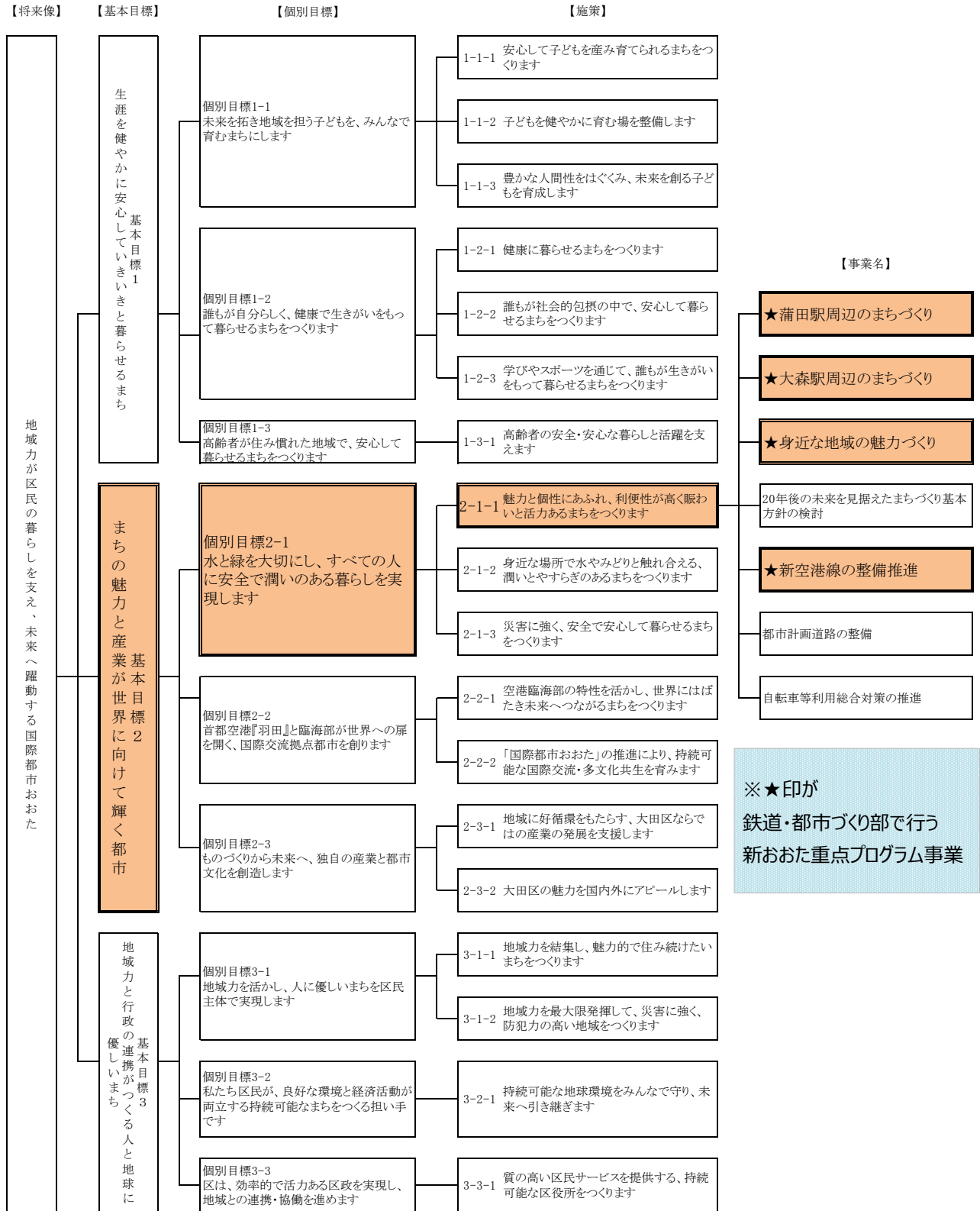
令和4年4月1日現在

課名	担当名	分 掌 事 務
鉄道・都市づくり	鉄道・都市づくり	1 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
		2 部の事務事業の改善に関すること。
		3 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
		4 部の事業に係る調査研究に関すること。
		5 議会に関する他部との連絡調整に関すること。
		6 部の庶務に関すること。
		7 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
		8 他部との連絡調整に関すること。
		9 危機管理に関すること。
		10 議会に関する部の総括に関すること。
		11 新空港線の整備推進に関する協議及び調整に関すること。
		12 新空港線沿線のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
		13 地域のまちづくりの事業推進に係る計画及び調整に関すること。
		14 まちづくり活動の支援に関すること。
		15 地区計画案の策定・調整に関すること。
		16 再開発等の計画、調整及び推進に関すること。
		17 蒲田駅周辺地区の再整備に関すること。
		18 大森駅周辺地区の再整備に関すること。
		19 池上駅周辺地区の再整備に関すること。
		20 京浜急行線沿線駅(対象駅に限る。)周辺地区の再整備に関すること。
		21 東急線沿線駅(対象駅に限る。)周辺地区の再整備に関すること。

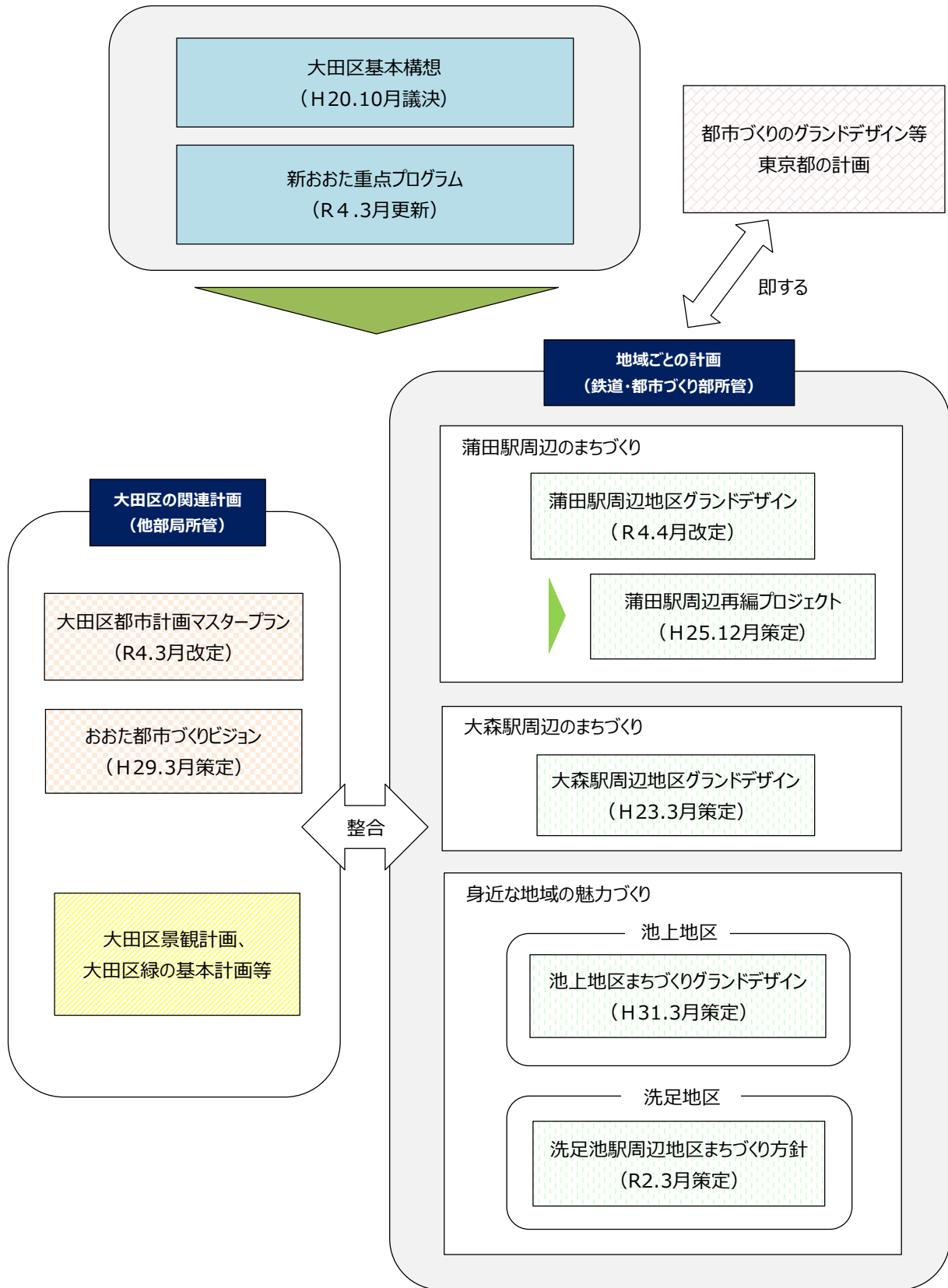
II章 部の取組と予算

1 新おおた重点プログラムへの取組

■ 新おおた重点プログラムのうち、鉄道・都市づくり部が担う部分



2 地域ごとの計画



3 令和4年度当初予算

■一般会計歳出当初予算額 (単位:千円)

	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
歳出合計額(区全体)	300,874,356	293,777,611	7,096,745	2.4%
鉄道・都市づくり部	444,776	494,649	△ 49,873	△10.1%

■鉄道・都市づくり部 事業別予算比較

(単位:千円)

(款) 都市整備費 (項) 都市整備費		令和4年度当初予算	令和3年度当初予算	増減額	増減率
中事業	小事業				
(目) 都市整備総務費					
職員人件費	職員人件費	4,616	5,015	△ 399	△ 8.0%
(目) 都市整備費					
蒲田駅周辺のまちづくり	蒲田駅周辺地区の整備	83,492	123,575	△ 40,083	△ 32.4%
大森駅周辺のまちづくり	大森駅周辺地区の整備	124,068	146,176	△ 22,108	△ 15.1%
京急関連駅周辺のまちづくり	京急関連駅周辺のまちづくり	4,560	8,264	△ 3,704	△ 44.8%
地域拠点の整備	地区まちづくりへの支援	5,710	7,210	△ 1,500	△ 20.8%
	地域拠点駅周辺のまちづくり	37,419	11,000	26,419	240.2%
鉄道・都市づくり課事務費	鉄道・都市づくり課事務費	1,673	1,763	△ 90	△ 5.1%
新空港線の整備主体の設立	新空港線の整備主体の設立	180,000	180,000	0	0.0%
新空港線の整備促進事業	新空港線の整備促進事業	3,238	11,646	△ 8,408	△ 72.2%

Ⅲ章 部の目標と重点事業

1 部の目標

- ・ 鉄道整備と都市づくりを一体的に推進し、交通結節機能の強化や地域の特性を生かした魅力づくりなど、賑わいと活力あるまちづくりを推進します。
- ・ どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、かつ迅速に復旧・復興が出来るような、強さとしなやかさを備えたまちづくりを推進します。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せず、さらに国際情勢が不安定になるなど、区民生活はもとより、区財政にも影響が続くことが見込まれます。

そのような中でも魅力と活力を生み出し、区民の安全・安心を守ることが出来る都市環境を形成するため、老朽化が進む都市構造について、交通ネットワークの構築や拠点性の強化などにより、持続的な成長を支え災害に強い都市機能に更新していくことが必要となります。

まちづくりは長期間の事業となりますが、「新おおた重点プログラム」をはじめとする各種計画に基づき、将来に向けた施策を着実に推進していきます。

2 重点事業

(1) 蒲田駅周辺のまちづくり

蒲田駅周辺地区ランドデザインに基づき、駅を中心とする地区の公共基盤の再整備や周辺街区の建物更新の促進など、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。また「蒲田駅周辺地区ランドデザイン」の改定を踏まえ、中長期的な基盤整備方針を策定するとともに、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」の改定に向けた検討を進めます。

(2) 大森駅周辺のまちづくり

大森駅周辺の都市機能の更新・強化を図るとともに、まちの魅力向上させるため、令和4年1月に都市計画決定した補助第28号線(池上通り)及び大森駅西口広場の事業認可取得に向けた取組を進めます。また駅東側は、都市基盤施設の中長期的な再編整備に向けて、駅前広場の暫定整備の検証や公民連携の手法を活用した検討を進めます。

(3) 身近な地域の魅力づくり

地域拠点である私鉄主要駅周辺においては、歴史・文化・産業などの地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めます。京急蒲田駅西口周辺ではセンターエリアにおいて進められている共同化事業を支援します。池上駅周辺地区では、区が策定した「池上地区まちづくりランドデザイン」に基づき、まちの魅力と機能向上を図ります。洗足池駅周辺地区では駅と洗足池公園を中心としたまちづくりを推進します。下丸子駅周辺地区では法指定を受けた下丸子1号、2号踏切対策と合わせた駅周辺のまちづくりに向けた検討を行います。

(4) 新空港線の整備推進

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線整備は、都区費用負担割合について合意したことから、早期に整備主体を設立します。また、事業着手に向けた手続きを進めるとともに、整備主体の事業支援を行います。

3 事業推進のための取組方針

(1) 時代の潮流を捉えた事業推進

- 公民連携手法の積極的活用により鉄道事業者などと地域課題を共有し、地域の一体的な整備を推進します。
- 脱炭素化社会や SDGs などの新たな価値観や、新型コロナ感染症の流行を踏まえた新たな生活様式に対応する都市の実現に取り組めます。

(2) 区民意見の的確な把握と戦略的な広報活動

- 区民の十分な理解のもとで事業を進めることができるよう積極的な広報活動を行い、区の実態を広く周知します。併せて区民意見・ニーズを捉え、区民参画を推進し区民生活の実態に沿った取組を推進します。

(3) 内部統制の強化

- 法令等の遵守、服務規程の徹底といったコンプライアンスの推進や会計事務の業務プロセスにおけるリスク把握といった財務事務の信頼性の確保など、内部統制機能を強化していきます。

(4) 計画に基づく事業執行のための事業管理

- 新おおた重点プログラムをはじめとする各種計画に基づき、感染症など外的要因によるリスクに対しても適切に対応し事業管理を行うことで計画的に事業を執行します。

(5) 持続可能な財政運営

- 国・都支出金などの財源を確実に確保するとともに、コスト意識を持ち事業の見直し・検討を行います。また定期的な「大田区補助金適正化方針」に基づく補助金の見直しを行い、効果的な事業の促進と制度の適正な運用を図ります。

IV章 個別事業

1 蒲田駅周辺のまちづくり《新おおた重点プログラム》

●事業の概要

区を中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、公共基盤の再整備や周辺街区における建物更新の促進など、蒲田駅周辺地区グランドデザイン等に基づき、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進める。

★前年度の主な取組内容

- 蒲田駅周辺地区グランドデザインの改定骨子を策定し、パブリックコメントなどの意見等を踏まえ、改定作業を進めた。
- 駅前広場、東西自由通路、駅舎・駅ビル、周辺街区などJR・東急蒲田駅周辺の基盤施設を一体的に捉えたJR・東急蒲田駅周辺地区基盤整備方針の策定に向け、学識経験者や関係機関で構成する基盤整備研究会を設置し、検討を進めた。
- 駅まちマネジメントの推進について、関係事業者に対する個別ヒアリングを行うとともに、蒲田駅駅まちマネジメント検討部会を開催した。
- 安全・安心な街区形成に向けた共同化による建替えなどを促進するため、地区再生計画を策定した。

■今年度の目標

- 蒲田駅周辺地区グランドデザインを改定し、パンフレットを作成する。
- 蒲田駅周辺地区におけるまちづくり事業の広報動画を作成し、グランドデザインのパンフレットと併せて広く区民に周知する。
- 新空港線が都区費用負担割合を含む基本的事項について東京都と合意したことを踏まえ、JR・東急蒲田駅と基盤施設の一体的な機能更新や 24 時間通行可能でバリアフリーな自由通路の整備などについて位置付けた周辺地区基盤整備方針を策定する。
- 駅と駅ビルの一体的な更新や JR・東急蒲田駅東西自由通路の整備に向け、検討を深度化させるための新組織設立を目指す。
- 鉄道事業者等が参画する蒲田駅駅まちマネジメント検討部会を開催し、駅とまちが連携した効果的なまちづくりを実現させるためのソフト対策などを検討する。
- 蒲田駅東口周辺で検討されている再開発事業を側面から支援する。

2 大森駅周辺のまちづくり<<新おおた重点プログラム>>

●事業の概要

快適な駅前空間の実現を目指し、「大森駅周辺地区グランドデザイン」において公共基盤整備の重点としている補助第 28 号線(池上通り)の拡幅と、駅西口駅前公共空間を確保に取り組む。あわせて、東口については臨海部への玄関口としてのまちの活性化を図る。

★前年度の主な取組内容

【大森駅西側周辺のまちづくり】

- 補助第 28 号線(池上通り)及び大森駅西口広場の都市計画決定手続きが完了(令和4年1月24日告示)した。また、事業認可取得に向けた関係機関(東京都・交通事業者等)との協議を継続した。
- 大森八景坂地区まちづくり協議会の開催を支援し、大森八景坂地区デザインコード等の実効性や地域主体の運用体制、大森八景坂地区のブランディング等について検討した。

【大森駅東側周辺のまちづくり】

- 大森駅東口駅前広場等再編整備構想を踏まえて、官民連携まちなか再生推進事業(国交省補助)の活用を目指し、エリアプラットフォームの構築、未来ビジョンの策定に向け、事業者選定方法等の検討を進めた。
- 平和島駅周辺の歩行者環境改善のため、関係機関(交通事業者等)との協議を行った。

■今年度の目標

【大森駅西側周辺のまちづくり】

- 補助第 28 号線(池上通り)及び大森駅西口広場の事業認可取得に向け、予備設計・用地測量等を実施するとともに、事業概要及び測量説明会を、東京都と大田区が合同で実施する。
- 大森八景坂地区まちづくり協議会の活動を支援するとともに、西口広場のコンセプトを踏まえた人工地盤の検討や地域主体の景観協議体制に向けた検討を行う。

【大森駅東側周辺のまちづくり】

- 官民連携まちなか再生推進事業(国交省補助)の活用を目指し、エリアプラットフォームの構築、未来ビジョンの策定に向け、事業者を選定したうえ基礎調査を実施する。
- 平和島駅周辺の歩行者等の環境改善に向けた調査及び関係機関(道路管理者、交通事業者等)との協議を継続する。

3 身近な地域の魅力づくり「新おおた重点プログラム」

●事業の概要

地域に身近な拠点である私鉄主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める。

★前年度の主な取組内容

地区名	取組内容
京急蒲田駅西口周辺地区	京急蒲田西口地区まちづくり研究会の活動を支援するとともに、街区別に進められている共同建替事業の検討を支援した。また、区が地権者として参加した蒲田四丁目16番街区の共同建替事業において、令和4年4月に開設予定の「おおた国際交流センター」の整備に向けて、関係部局の総合調整を行った。
雑色駅周辺地区	雑色駅周辺まちづくり研究会が、「地域の将来像」の実現に向けた今後の活動方針を決定するための支援を行った。
池上駅周辺地区	補助第43号線整備における課題である池上1号踏切との交差方式について比較検討を行い、周辺道路や駅ビル等への影響を踏まえ、整備方法を整理した。加えて、「池上地区まちづくりグランドデザイン」を踏まえて、池上の景観整備のあり方に関する検討を行い、景観整備に関する基本的な内容を整理した。
洗足池駅周辺地区	洗足池公園を含む洗足池駅周辺の活用についての検討を行い、駅前、公園等の暫定的活用方法などの取組について整理した。
多摩川線沿線地区	区が取りまとめた「下丸子駅周辺地区のまちづくり構想(案)」を基に地元の意見を反映した「まちづくり構想」の策定に向けて、下丸子駅周辺地区のまちの将来を考える会(勉強会)を開催し、地元の関係者と意見交換を行った。

■今年度の目標

地区名	目標
京急蒲田駅西口周辺地区	センターエリアで検討されている街区別の共同建替事業を側面から支援し、事業の早期実現を図る。
雑色駅周辺地区	雑色駅周辺まちづくり研究会が作成した「地域の将来像」の実現に向けた取組を支援する。
池上駅周辺地区	池上駅周辺の交通環境整備のうち、五差路となっている池上駅交差点の安全性や機能性の向上に向け、池上本門寺旧参道を含めた交通改善の検討を行う。また、池上駅及び池上本門寺を中心とした門前町としての情緒を活かした景観整備に関する検討を行い、「景観形成重点地区」の指定を目指した課題の整理を行う。
洗足池駅周辺地区	「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」で示したまちの将来像を実現するため、洗足池公園を含む洗足池駅周辺の魅力あるまちづくりに向けた将来イメージの検討を行う。
多摩川線沿線地区	令和3年度に引き続き、地域を中心とした下丸子駅周辺地区のまちの将来を考える会(勉強会)を開催し、まちの将来像とまちづくりの方向性を示す「下丸子駅周辺地区のまちづくり構想」の策定を目指す。

4 新空港線の整備推進<新おおた重点プログラム>

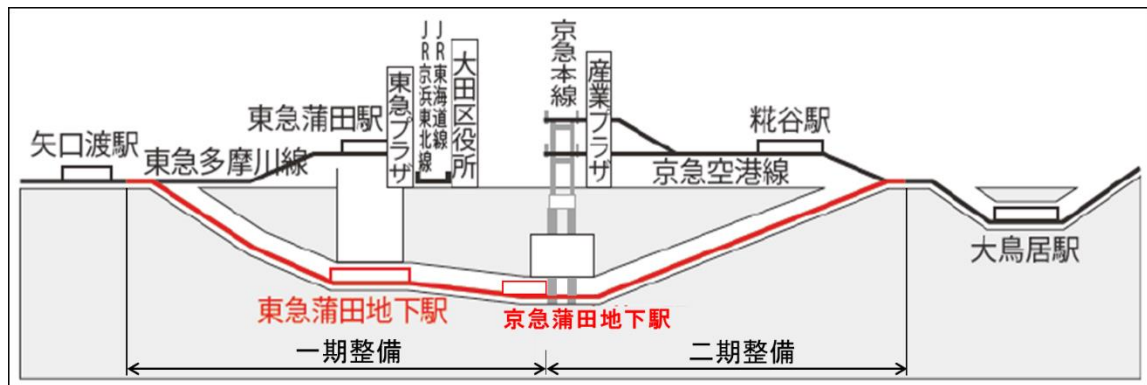
●事業の概要

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅の約 800m を鉄道で結ぶことにより、区内の移動利便性が向上するとともに、沿線まちづくりを併せて進めることで地域の活性化に繋がる。また、東急東横線や東京メトロ副都心線などとの相互直通運転が可能となることで、羽田空港と渋谷・新宿・池袋などの拠点や川越・所沢・和光市などの東京圏北西部が繋がり、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化に寄与する。

平成 28 年4月に公表された交通政策審議会答申第 198 号に基づき、まずは一期整備として矢口渡から京急蒲田地下駅間の早期整備実現を推進する。

<答申第 198 号(平成 28 年4月 20 日公表)から抜粋>

- ①「矢口渡から京急蒲田までの事業計画の検討は進んでおり、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において、費用負担のあり方等について合意形成を進めるべき」
- ②「大鳥居までの整備については、軌間異なる路線間の接続方法等の課題があり、さらなる検討が行われることを期待」



新空港線断面図

★前年度の主な取組内容

- ▶ 令和2年度に引き続き、新空港線事業における、都区の費用負担割合の合意形成を図るため、東京都と「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」での協議を継続した。
- ▶ 「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において、乗換利便性の向上の各検討項目について、検討状況の確認を行った。乗換利便性の向上については、需要予測の前提条件となる乗換動線を整理した。
- ▶ 新空港線の整備実現に向け、区民のより一層の理解が得られるよう、地域のイベントにおいてブースを出展し、事業内容の紹介とPRを行った。

■今年度の目標

- ▶ 「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において東京都との協議を進め、都区費用負担割合を含む基本的事項に合意したことから、整備主体の早期設立を目指す。
- ▶ 新空港線の整備実現に向け、区民のより一層の理解が得られるよう、引き続きイベント等で事業の意義とその効果について周知活動を実施する。

5 地区まちづくりへの支援

●事業の概要

多様化する地域課題を地域力で解決するため、地域力を生かした大田区まちづくり条例により、各地区で活動するまちづくり協議会に対する助成や、地域の特色を活かした地区計画を検討する団体の支援を行うなど、地域における自主的なまちづくり活動を推進する。

◆まちづくり認定審査会

地区まちづくり支援事業の適正かつ円滑な実施及び公平性を確保するため、区長の付属機関として大田区まちづくり認定審査会を設置する。

<審査事項>

- ・まちづくり専門家の登録及びその取消しに関する事。
- ・地区まちづくり協議会の認定及びその取消しに関する事。
- ・地区まちづくり協議会、地区計画素案策定に係る助成及び報告に関する事。
- ・地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関する事。

<構成委員>

- ・区民、学識経験者、区議会議員及び区職員の10人以内で構成

<任期>

- ・2年

◆まちづくり活動に対する支援

(1) 地区まちづくり協議会設立支援事業

地区まちづくり協議会設立を目指す団体にまちづくり専門家(まちづくり分野の専門的知識及び経験を有する者)を派遣する。

<支援を受けるための要件>

- ・活動対象地区が、まちづくり拠点地域(大田区都市計画マスタープランにおける主要な拠点等)の全部又は一部を含む一体的な地域であること。
- ・活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。
- ・地区のまちの将来像及びまちづくり活動方針を策定し、継続してまちづくり活動を行うことを目的にしている団体であること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

<期間>

- ・支援の決定通知日から3年以内、6回まで

(2) 地区まちづくり協議会の認定

地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行う団体について、まちづくり認定審査会の審査を経て、地区まちづくり協議会として認定する。

<認定要件>

- ・地区まちづくり協議会設立支援事業の“支援を受けるための要件”を満たしていること。
- ・まちづくり活動対象地区内の全ての自治会・町会がまちづくり活動に参加又はまちづくり活動を承認していること。
- ・活動対象地区内の自治会・町会、商店会、居住者、事業者、土地所有者等で構成されていること。
- ・活動対象地区、まちづくり拠点地域内の全ての自治会・町会、商店会、居住者、事業者、土地所有者等に自発的参加の機会を保障していること。
- ・まちの将来像やまちづくり活動の方針が、まちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。

<認定団体> (令和4年3月31日現在)

- ・大森駅東地区近代化協議会
- ・蒲田東口地区まちづくり協議会
- ・大岡山・千束地区まちづくり協議会
- ・大田臨海部まちづくり協議会
- ・池上地区まちづくり協議会

<認定期間>

- ・5年(更新可能)

(3) 地区まちづくり協議会への助成

区が認定した地区まちづくり協議会に対して、運営経費と活動事業経費を一部助成してまちづくり活動を支援する。

<助成内容及び要件>

◇運営経費:1会計年度の運営経費の2分の1以内で10万円が限度

- ・まちづくり活動計画を作成し、活動事業を行おうとしていること。
- ・同種の他の助成金を活用していないこと。

◇活動事業経費:1会計年度100万円以内とし、以下の活動事業区分ごとの限度額とする。

活動事業区分	限度額等
計画事業	活動事業限度額の範囲内
活動支援	1会計年度につき30万円
広報活動	1会計年度につき10万円
講師等の招へい	1回につき5万円

- ・協議会単独での事業実施が困難であり、区の支援を必要としていること。
- ・地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針と整合していること。
- ・まちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。
- ・同種の他の助成金を活用していないこと。

※助成に当たってはまちづくり認定審査会の審査を経る。

(4) 地区計画素案策定支援事業

地区計画を検討する団体に対して、まちづくり専門家(まちづくり分野の専門的知識及び経験を有する者)を派遣する。

<派遣要件>

- ・対象地区の全ての自治会・町会及び商店会が、地区計画の検討を行うことを承認していること。
- ・地区計画検討区域の面積が原則として5,000㎡以上であること。
- ・検討を行う地区計画がまちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

<期間>

- ・派遣決定通知日から3年以内、10回まで

(5) 地区計画素案策定経費助成

地区計画素案策定に係る経費の一部を助成する。

<助成要件>

- ・まちづくり専門家派遣を受けた地区計画検討団体であること。
- ・まちづくり専門家からの完了報告で、地区計画によるまちづくりの可能性が認められていること。
- ・同種の他の補助金を活用していないこと。

<助成内容>

- ・400万円を限度(助成期間は2年を限度)

※助成に当たってはまちづくり認定審査会の審査を経る。

(6) 地区まちづくりルールの登録

地区まちづくり協議会や自治会・町会、商店会等が策定したまちづくりに関する地域の自主的な取決めを「地区まちづくりルール」として、区に登録することができる。

地区計画のように法的な拘束力はないが、区と地域が連携しながら普及に努め、地域が目指すまちづくりへの理解を図る。

登録後、地域団体は、対象地区内の居住者、事業者、土地所有者等の理解を得ることや地区まちづくりルールの普及に努める。区は、大田区ホームページに掲載するなど、地区まちづくりルールを公表する。

<登録要件>

- ・対象地区内の地域団体、居住者、事業者及び土地所有者等への周知、合意形成が図られていること。
- ・まちづくりの基本(地域力を生かした大田区まちづくり条例第7条)と整合していること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

6 土地の高度利用化による市街地環境改善への支援

◆都心共同住宅供給事業への補助

都心地域において一定の要件を満たす良質な中高層共同住宅の建設を行う事業について都知事が認定を行い、区、都及び国が事業の一部に対して補助を行う。

<要件>

- ・2以上の敷地又は所有権等を有する5人以上の者による共同建替事業であること。
- ・敷地面積 300 m²以上であること。
- ・一定要件(住戸面積 55 m²以上など)を満たす認定住戸が 10 戸以上であること
- ・30 m²以上 55 m²未満の単身者向け住戸数が認定住戸数の 1/3 以下であること。
など

<対象地域>

- ・密集住宅市街地整備促進事業の施行区域
- ・区長が定めたまちづくりを重点的に推進する区域(京急蒲田西口・雑色駅周辺)

◆再開発等推進団体に対する補助

駅周辺において再開発等(市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業)の実施に向けて活動する団体に対して補助を行う。

<対象区域>

- ・京急蒲田駅西口周辺地区、雑色駅周辺地区

<対象団体>

- ・街区を対象地区とし、活動方針が「地域力を生かした大田区まちづくり条例」に定めるまちづくりの基本と整合しているなどの要件を満たした、区長が認める団体

<対象経費>

- ・調査設計等委託料、会議費、事務費など
- ※団体の活動目的などにより対象経費、上限額を定めている。

◆市街地再開発事業への補助

都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業について、区、都及び国が事業の一部に対して補助を行う。

<要件>

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱附属編に定める対象要件に適合し、かつ、区長が認めた市街地再開発事業

<対象経費>

- ・調査設計計画費
事業計画作成、地盤調査、建築設計、権利変換計画作成
- ・土地整備費
建物除去等、仮設店舗等設置、補償費等
- ・共同施設整備費
空地等整備、供給処理施設整備、その他の施設整備

令和4年7月発行

(編集・発行) 大田区 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1356 (直通)

F A X：03-5744-1526

U R L：https://www.city.ota.tokyo.jp

持続可能な OTA CHOICE

この事業概要の表紙は、再エネ 100%の電力で使用済の紙を区役所内で再生したものです。

